○四国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	BA	九・八四～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	九・八四～一五〇・〇〇	二九・四二〇	
			二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	大牟田市昭和開二三四番一から同市昭和開三九七番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十五日

○九州地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
唐津市北波多徳須恵字荒巻一四八番二から同市北波多徳須恵字荒巻一六八番一まで	前	A	一二・〇〇～二〇・五〇メートル	〇・二八四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一二・〇〇～二〇・五〇	〇・二八四	
			一二・〇〇～二二・三〇	〇・二八六	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	唐津市北波多徳須恵字荒巻一四八番二から同市北波多徳須恵字荒巻一六八番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十五日

○九州地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
玉名市田崎字楢山四五五番一から同市田崎字楢山四五八番三まで	前	一六・五〇～二四・〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル	
	後	一六・五〇～二〇・〇〇	〇・〇四二	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号及び三百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本県菊池郡大津町大字瀬田字惣殿山四一九番一から同町大字瀬田字撫石四八七番一まで	前	二一・二〇～六一・五〇メートル	〇・六八七キロメートル	
	後	二一・二〇～六一・五〇	〇・六八七	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び三百二十五号	熊本県菊池郡大津町大字瀬田字惣殿山四一九番一から同町大字瀬田字撫石四八七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月一日